

令和4年度

(仮称) 複合型水辺施設改修アドバイザー業務仕様書

1. 目的

玉川村において計画されている(仮)複合型水辺施設の整備・運営事業(以下「本事業」という。)を行うにあたって、「(仮称)複合型水辺施設改修基本計画策定及び調査業務」の結果に基づき、官民連携手法により実施する場合の諸手続に係る資料作成及びその他本事業に必要な各種支援等を実施することを目的として、村と民間事業者等の連携により実施される本事業のアドバイザー業務(以下、「本業務」という。)を行う。

2. 履行機関

契約日の翌日から令和5年3月17日までとする。

3. 業務内容

本業務の受託者は以下の業務を行う。

(1) 募集書類の作成・選定方法に係る検討

① 民間事業者の参加資格等の検討

従来方式で実施する場合の参加資格要件等をもとに、官民連携事業として実施する場合の民間事業者の参加資格及び資格審査要件等を検討する。

② 募集及び選定方法等に関する検討

民間事業者の募集・選定方法(公募型プロポーザル方式等)について検討するとともに、選定スケジュールや掲載項目等について整理する。

③ 選定基準(案)の作成

民間事業者を選定するための選定基準(評価項目、評価方法等)を検討・作成する。

④ 入札説明書(案)の作成

本事業の事業内容の詳細や事業者選定スケジュール、選定方法、参加資格要件、リスク分担等を示した入札説明書(案)を作成する。

⑤ 要求水準書(案)の作成

本事業の実施にあたり、玉川村乙字ヶ滝かわまちづくり計画等の既存の計画を踏まえ、本村が民間事業者に求めるサービス水準を示した要求水準書(案)を作成する。

⑥ モニタリングの検討

本事業におけるモニタリングの考え方(モニタリングの項目とモニタリング方法)について検討する。

(2) 評価・選定、公表に係る支援

① 質問・意見の整理と回答(案)の作成

提出された民間事業者からの質問・意見等について取りまとめるとともに、質問に対する回答を作成する。

②審査委員会の運営・公表に関する支援

事業者選定にあたり必要となる審査委員会において、審査委員の抽出、議題の提案、委員会資料の作成等の開催・運営支援等を行う。また、審査された結果の公表支援を行う。

(3) 契約の締結等に係る支援

①契約書（案）の作成

選定された民間事業者と本村の契約条件を示した契約書（案）を作成する。

②契約交渉に係る支援

選定された民間事業者と本村の契約内容を詳細に確認するにあたり、本村と民間事業者の協議に伴い必要となる支援を行う。

③弁護士の派遣に係る支援

契約書の作成や契約の締結にあたり、専門的な助言を受けるために、P F I 事業の経験を有する弁護士を派遣し、必要となる調整を行う。

④V F Mの再検証

選定事業者との事業契約締結後にV F Mの再検証を行う。

(4) ワークショップ等の開催支援

本施設の検討にあたっては、乙字ヶ滝かわまちづくり事業との連携が重要である。かわまちづくり事業からの意見交換の場として地域住民等とのワークショップの開催を支援し、意見等を十分に把握する。また、必要に応じて、庁内関係各課とのワーキングを企画開催し、基本計画、整備手法等に反映するものとする。

(5) 打合せ協議等

業務着手時、中間時、業務最終納品時、その他本村が必要と認めた時に実施する。

4. その他

①法令等の遵守

受注者は本業務の履行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

②費用の負担

本業務に伴う必要な経費は、仕様書の明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

③秘密の保持

本業務において、受注者の社員は、在職中はもとより退職後といえども業務上知り得た秘密を何人にも漏洩してはならないものとする。

④損害賠償

受注者は、本業務中に生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに発注者に報告し、最善の処置を行わなければならない。また、損害賠償の請求があった場合には受注者が自己の責任において一切を処理するものとする。

⑤成果品の帰属

本業務で履行した内容はすべて発注者の所有とし、調査結果についても発注者の承諾

なくして貸与、公表、使用してはならない。

⑥質疑

受注者は本業務の実施に際しては、常に発注者との連絡を密にし、質疑が生じた場合等、本業務の遂行に支障をきたす恐れがある場合には、速やかに発注者と協議し、その指示に従うものとする。

⑦その他

本仕様書に記載のない事項について、業務実施のために必要と判断される場合は、その都度、発注者・受注者が協議し決定することとする。